

スポーツにおける男女二元制に関する一試論
－性別確認検査における女子競技者の基準を起点に－

An essay on sexual segregation in sports :
Starting with criteria for female competitors in tests to confirm sex

松 宮 智 生

Tomoki MATSUMIYA

ABSTRACT

In sports, athletes are divided by sex for most events. Since 1966, various methods have been used in testing to confirm sex. In some instances where competitors have been disqualified from women's events, however, that testing has violated personal privacy and its results have yielded information unknown even to the competitors. Currently, the criteria for women are set based on levels of testosterone produced in the body, but the obvious reality is that there are no absolute standards that allow for clear distinctions between men and women.

Various sexual identities are currently recognized, and systems are being developed to protect the rights of sexual minorities. Division of the sexes is considered a given in sports, but new systems of categories will probably need to be designed for sports as well. This paper presents a tentative proposal regarding competition formats as a basis for future discussions. Systems such as open categories that are open to both sexes and categories that are not segregated by sex could enable sports participants to approach their bodies and their sexual identities in a positive manner.

Key words; sexual dichotomy, sex verification, test to confirm sex, intersex, transgender

I. はじめに

2013年、インドの陸上短距離走競技者であるデュティ・チャンドが「女子」の競技者として競技をすることを禁じられた。チャンドは女性とし

て生まれ、女性として育ったが、「高アンドロゲン症規定」に基づく性別確認検査の結果、血中のテストステロンの値が女子競技者としての上限値(10nmol/l)を超えていたためである。彼女はドーピングをしていたわけではなく、ただテストス

テロン値が高い身体の持ち主であるにすぎない。2014年、彼女は、国際陸上競技連盟（IAAF）が下した競技者資格剥奪の決定に対する差し止めを求めて、スポーツ仲裁裁判所（CAS）に異議申立てをした。2015年CASは、チャンドの競技復帰を認め、IAAFに対して高アンドロゲン症規定の科学的正当性が証明されるまで、最大2年間、同規定の運用を停止するよう命じた。この裁定によって、チャンドはリオデジャネイロ五輪の女子100メートル競走に出場することができたのである。

現在（2017年1月）IAAFは、テストステロン値によって女子競技者としての適格性を定める基準の再検討を進めている。この検討結果によっては、チャンドをはじめとする高アンドロゲンの女性たちが再び競技参加への扉を閉じられる可能性もある。

馬術などの一部の競技を除いて、ほとんどのスポーツ競技では、男女二元制がとられている。そしてこれまで、女子競技者に対してさまざまな性別確認検査が行われてきた。しかし、男女を分けることができる絶対的な基準など存在しないことがすでに明らかになっている。

身体的な性は、内外性器、性染色体、性ホルモンなどの諸要素で特徴がみられ、それぞれの要素のなかで、多様な性質をもつ人たちが存在する。例えば、内外性器では、男女両性の特徴を持っていたり、内性器と外性器の性が一致しない場合などがある。性染色体では、男性は典型的にはXとYの性染色体を有し、女性は典型的には対になる形でX性染色体を有しているが、性染色体の数も非典型である場合もある。また、性ホルモンでは、スポーツにおいてはテストステロン値が基準として用いられるが、10nmol/lという基準値も絶対的なものではない。人間の性を決定する要素としては、身体的性別のほかにも、性自認（自分をどちらの性だと思うか）、性的指向（どちらの性を好きになるか）による違いがあり、性のあり方は多様である（注1）。

現代社会においては多様な性のあり方を認め、性的マイノリティの権利を擁護するための制度整備が進むなかで、男女二元制を当然の前提とするスポーツ界も新たな制度のデザインを求められるときに訪れることは否定できない。そこで本稿においては、スポーツ界における男女二元制について再考し、将来、スポーツに携わる人々が自らの身体のありようと性的アイデンティティに肯定的に向き合えるような制度のありかたをデザインするための基礎的考察を試みることにする。

II. 性別確認検査小史^{4) 9) 10)}

ほとんどの競技で男女二元制が採用されているスポーツ界においては、1966年以来、これまでいくつもの方法で性別確認検査が行われてきた。検査の目的は、女性に扮した男性を排除し、女子競技の公平性を保つためであった。これらの検査は女子競技者に対してのみ行われてきた。つまり、女子競技者たちが女性であることを確認するための検査である。

1966年、欧州陸上選手権において、視認による確認検査が行われた。この検査では検査官医師の面前で女子選手が裸になり、医師が女性器を視認する方法が取られた。この方法については、女子選手からプライバシー侵害であることや検査の方法が屈辱的であるとの抗議を受けることとなり、翌年には、頬の内側の粘膜を採取する性染色体検査に変更された（五輪においては、1968年グルノーブル冬季大会、メキシコ夏季大会より実施）。この検査においては、競技への有利さが無いような場合であっても、染色体がXXではないことで女子競技者として不適格とされ、競技への出場ができなくなり、また、ほとんどの不適格事例は、当人さえもが知らない身体に関するプライバシーを暴くことになり、競技生活のみならず、社会生活上の平穏をも失わせる人権侵害であるとの批判を受けることとなった（注2）。

これらの批判を受け、IOCは、2000年のシド

ニー夏季大会以降、女子競技者全員を対象とした性別確認検査を実施しないことを決定した。しかし、それでも一部の競技者に対しては検査が実施されてきた。特にアジア諸国において出場資格あるいはメダルを剥奪された競技者が多く存在する。例えば、2006年ドーハのアジア大会では、インドの陸上短距離選手サンティー・ソウンダラジャンが性別確認検査の結果、銀メダルを剥奪された。

2011年以降は、性別に疑念がもたれる女子競技者に対して高アンドロゲン症検査が行われるようになった。この検査は、これ以前の検査のように「生物学的性別」を検査するものではないが、体内で生成されるテストステロンの上限を設けるもので、上限である10nmol/l以上の選手は女子競技に出場できない。この検査の結果によって、前述のチャンドは一時、競技出場資格を剥奪されていたのである。

高アンドロゲン症検査でテストステロン値が高いと判定された女性アスリートが女子競技に参加するためには、ホルモンを抑制する治療を受けなければならない、それを拒んだ場合は出場資格を剥奪される。テストステロン値と競技能力との相関関係は現在までのところの科学的には証明されていないが、たとえ証明されたとしても、健康に生活をしている女性に対して、また、本人の責めに帰すべきではない事由のために、ホルモン・レベルを基準値まで抑制する「治療」、すなわち医学的な身体への介入を強制してまで、男女に二分されたカテゴリーに合わせなければならないのかという疑問や批判は免れないであろう。

Ⅲ. 医学と法に関する問題

スポーツにおける男女二元制は、内外性器、性染色体、性ホルモンのいずれにおいても医学的知見によって基準が設けられてきた。今日においては、女子のテストステロン値の基準が定められ、それを超える女性にはホルモン抑制のための治療

が行われるなど、あらゆる意味で典型的ではない身体をもつアスリートたちの身体に医学が介入し、男女二元制の枠組みを維持してきたと見ることもできる。

一方、性のあり方が多様である現実に対して各国が採用する法制度をみると、近年、多様な性のあり方に寛容になりつつあると考えられる。わが国における制度をみると、2003年に「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」（平成15年法律第111号）が制定され、自治体レベルでも、2015年に東京都渋谷区が同性カップルに「パートナーシップ証明書」を発行する制度を開始するなどしている。欧米諸国においても、同様の制度整備が先んじて実施されている。これら、性自認や性的指向における性的マイノリティ（LGBT）に対する制度の改善は徐々に進みつつある。

スポーツにおいては、競技の平等の観点から、インターセックスとMtFトランスジェンダー（男性から女性へ性別適合）が女子競技に参加することの是非が問われてきたが^(注3)、一方、一般社会の法や政策において、身体的な性が非典型な人たちの人権にはどのような配慮がなされてきたのであろうか。スポーツにおける男女二元制を考察するうえで、各国の社会・法制度の現状を認識しておく必要がある。そこで、本節においては、スポーツにおける男女二元制の今後を考えるうえでの前提として、身体的性におけるマイノリティについて医学がどのような見解を示してきたのか、また法制度がどのように構築されているのかを確認しておきたい。

1. わが国におけるインターセックスをとりまく医学と法

わが国においては、新生児出生後14日以内に出生届を出さなければならず（戸籍法49条1項）、男女どちらかの性別（正確には「長女」「次男」という続柄）の記載が求められる。

こうした性別の決定をめぐる判例として、インターセックスの児童が戸籍上の性別変更を求めた

事例がある（札幌高等裁判所平成3（1991）年3月13日決定、家庭裁判月報43巻8号48頁）。事例の概要は次のとおりである。

Xは、性別の判定が困難な状態で出生したが、A医師は、出生届をなすべき期限が迫っていたことや、出生届を出さなければ保健医療が受けられないことを考慮し、性染色体が46XYであることなどを理由に、出生証明書の性別欄に男性（次男）である旨を記載し、Xの父は出生の届出をした。3か月後、排尿障害のあったXを治療したB医師は、Xの生命を維持するために、女性型の外性器を形成したうえで女性として養育することが必要であると判断し、精巣を摘出する手術を実施し、その後、女性器の形成及びホルモン療法を段階的に実施した。また、Xの父母は、すでにXを女性として養育していることから、戸籍上の記載を養育の実態と合致させるため、戸籍訂正の許可を申し立てた。原審（札幌家庭裁判所小樽支部平成元（1991）年3月30日）は申し立てを却下したが、札幌高裁は原審決を取り消し、戸籍訂正を許可した。

この札幌高裁決定の意義としてあげられるのは、本決定が「性染色体のいかんは唯一、絶対の基準ではない」と明示していることである。遺伝子レベルでは男性型（46XY）であっても女性への性別変更の可能性（また、その逆の可能性）を開き、人間の生物学的性は必ずしも明確に二分されていないことを示唆した。本決定が性別決定の要素として「将来においてどちらの性別を選択した方が当該新生児にとってより幸福かといった予測」を含めているように、より柔軟で当事者の立場に立った性別決定及び変更を可能にする⁸⁾。

ただし、この決定にしても、性別二元制を前提にして判断せねばならず、将来において「どちらの性別」を選択した方が当該新生児にとってより幸福か、といった予測がされる。それらは、あくまで医師や家族による「予測」にすぎず、本人の性自認は考慮されない。また、その「予測」には、たとえ非典型的な外性器をもっていても、男女ど

ちらでもない者として生きることを本人が望むかもしれないという「予測」は排除されている。本決定の結論は、性別変更の判例として価値があり、当時あるいは現在の医療と法の制度を前提とする限り妥当であると考えられるが、同時に、男女以外の性別の出現を許さない法・医療・社会が人を男／女へと強制的に振り分けている現状を追認するものであるとする見解もある⁸⁾。

2011年1月、日本小児内分泌学会性分化委員会と厚生労働省により、性別を決定することが困難な事例があることに鑑み、「性分化疾患初期対応の手引き」が発表された。そこでは、「生後1か月を目処に」性別を決定することが推奨され、性別欄が空白の状態で戸籍がいったんは受理されるが、この空白を追完するように求められていて、男女以外の性別であることは容認されていない。

現在のところ、わが国においては、法的にも、医学的にも、男女二元制に基づいた制度が構築されており、それらが改変される兆候は見られない。このような社会的な前提が存在する限りは、スポーツにおける男女二元制を見直す機運を醸成することは困難であろう。

そこで次に、海外に目を向け、国外における医学と法の現状を確認しておきたい。

2. 諸外国における出生記録に関する法制度

男女二元制を揺さぶるマイノリティに関する言説は、その国・地域における、歴史や科学的知見の蓄積、あるいは社会問題のありように大きく左右される。例えば、Brunet and Salle (2016)によれば、出生率の減少にも悩まされていた19世紀のフランスにおいては、性的非典型者が医学によって社会問題にされていた。また、性科学（sexology）という研究領域が起りつつあった当時、「性差」がことさら強調される時代となり、また進化論の影響を受け、性差の顕著な違いを有することがより進化が進んだ状態と解釈され、インターセックスは医学的にも社会的にも退化した存在とみなされた¹⁾。医学的見解は法制度にも影

響を与える。例えば、国民・住民登録においては、典型的な男性／女性ではない個人が一定数存在するという自然の状態よりも、政治的意図である二分化が重視される。

しかし、現代における海外各国の状況を見ると、性の同一性が曖昧な状況について、法制度上は男女二元制を維持しつつも、必ずしも厳格な制度ばかりではない。フランスにおいては、2011年、出生と親権に関する人口動態記録に対する特例の規定が定められ、そこではインターセックスが想定されている。医師が新生児の性別をその場では決められないが、適切な治療を経て1・2年以内に性別を確定できる場合は、出生証明書から性別の記載を省くことが認められる。ただし、この措置が許されるのは1・2年以内で、医学的治療が予定され、近い将来、男性か女性となることが条件とされており、性別が確定後は、出生証明書が法的に完全なものになるように求められる¹⁾。

これに対して、ドイツにおいては、性別が不確定のカテゴリーを法的に認める方向に進んでいる。2013年の人口動態記録に関する法律の改正において、「子供に女性とも男性とも割り当てられない場合は、そうした指定のない出生記録簿に登録する」とした。子供が男性か女性のいずれにも該当しないとき、親は出生証明書の性別を空欄にせねばならない。子供の外性器を手術し、男女のいずれかに適合させる処置を強制せず、あとから修正手術によって男性か女性として登録できる¹⁾。

また、オーストラリアにおいては、インターセックスの個人が恒久的にそのままにいる権利が認められている。2003年以降、申請に応じて、性別ではなく「×」と記載したパスポートを発行している。さらに、オーストラリアの最高裁は、2014年、性別適合手術をしても男女どちらの性にも同一性が持てない個人が、人口動態記録に男性でも女性でもないとして登録することを認めた（出生証明書の性別には「不特定 (non-specific)」と記載）。ただし、この選択にあたっては、性別適合手術を受けたが、良い結果が得られなかったと

の診断書を提出しなければならない。性別適合のための処置で満足いく結果が得られなかったトランスジェンダーやインターセックスに適用される¹⁾。この法制が画期的なのは、「第三の性」を創設し、恒久的なものとすることである。オーストラリアのような措置は非常に珍しいが、今後各国の制度的先例になる可能性がある。

3. 諸外国における性別の変更に関する法制度および裁判

多くの国では、出生時の男性または女性の登録を変更することができ、世界各国における性別変更に関する法律の状況は急速に変わりつつある。ナショナル・ジオグラフィック〔日本版〕2017年1月号の記事「ジェンダー革命」によると、情報を入手できた144か国のうち、法的な性別変更ができる国は77か国であった。そのうち「無条件で合法」が5か国、「合法だが、社会的・医学的な条件がある」が41か国、「合法かどうかや、認可の条件が国内の地域によって異なる」が4か国、「合法とされるが、法の適用状況は一貫していない」が27か国であった^(注4) 6)。

性別変更が可能な国における具体的な制度を見てみると、フランスにおいては、性別変更制度が19世紀から存在し、出生時に「誤った」性を与えられた個人の性別変更が認められてきた。2000年ベルサイユ控訴院判決では、出生時に男性器官が未発達だったが男性とされた子供が、男性化の治療がうまくいかず、予測される女性化の傾向を促すための手術が行われた事案につき、裁判所は、「両親が子供を女性として育てることに合意し」、「本人は数年にわたって家族と社会集団から女子とみなされてきた」ことから性別変更を認めた事例がある。この判決には、性的アイデンティティの流動性を容認する姿勢が表れている。ただし、インターセックスには比較的柔軟に対応してきたフランスだが、対照的に、トランスジェンダーには反対の立場をとっており、性別変更のためには、外性器の切除や避妊手術が必要とされている¹⁾。

2012年に成立した、アルゼンチンのジェンダーアイデンティティ法第2条には、ジェンダーアイデンティティはすべての個人がもつ本質的かつ個人的な経験であり、出生時に与えられた性とそれが一致するかどうかは関係なく、性的な外観や身体機能の変化が必要な場合があり、本人の同意があれば医療措置が用いられ、ジェンダーアイデンティティと一致した扱いを受ける権利が認められるとともに、性別変更の権利が確保されている¹⁾。

2014年、デンマークにおいて成立した法律では、出生時に与えられるID番号（最後の桁が性別を表す）を変更可能にした。簡易な書類による申請後、6か月の確認期間を経れば、別の性に同一性を持つ個人に新しいID番号が発行される¹⁾。

4. 制度的展望

多くの国々では、出生証明書（出生届）への子供の性別の明記が義務付けられている。そのような国々では、インターセックスの子供の身体を「正常化」する医学的処置が行われる。Shneider (2013) は、子供に「性別がない」状態が無期限で続くと、親の苦悩がかえって深刻化することが考えられることや、法制度が医学と結びつき、出生時のインターセックスが不可視化されるケースが非常に多いことを指摘している⁷⁾。

しかし、各国の制度を見る限りでは、性的アイデンティティに対して、医学・法制度ともに、一切の例外も認めない厳格な男女二元制を採用してきたわけではなく、わずかばかりでも「性の揺らぎ」がある現実を部分的ではあっても容認しつつある。

性的アイデンティティを決定する権限は、これまで医師と法律家のもとにあった。しかし、今後は、アイデンティティに対する個人の意思が尊重される方向に進むべきであろう。これまで見てきたように、諸外国においては二分制を緩やかにとらえる制度的な転換がここ数年の個別的な立法・裁判のなかでみられる。

法的な性別記載がすぐに廃止される見通しはな

かなか想像できないが、インターセックスに対する見方が時代や場所によって変わるように、個人に対する性の割り当てをめぐる問題も確実に変化している。男女の間に流動性と浸透性を認める法的な動向を、将来的には、競技スポーツの世界も無視はできなくなるであろう。

競技は平等かつ公平に行われなければならないという、男女二元制を正当化する前提が強固であるかぎり、典型的ではない身体的・性的特徴をもつ選手たちが競技に参加するためには性の「正常化（典型化）」治療を受けるしかなかった。しかし、法制度において、性的アイデンティティを「正常化」する圧力がしだいに弱まっている時代に、現在の二元制がスポーツ競技において永遠に続いていくと考えるのは楽観的過ぎる。そこで本稿のまとめとして、次節において、スポーツ競技における男女二元制がどのように展開していくのか、その可能性を示したい。

IV. ま と め

スポーツにおける男女二元制について、その是非や今後のあり方を考えるためには2つのレベルにおける考察が必要である。一つは、男女の2つに分けることが妥当であるのかどうか（分ける必要があるのか、より妥当なカテゴリー化はないか）、もう一つは、2つに分けることが妥当である場合に、分ける基準が適正であるかどうかである。

多くのスポーツ競技は身体的・筋肉的活動であり、相対的に身体が大きく、筋量が多い男性の方が競技をするうえで有利であると考えられてきた。そのような前提から、多くの競技・種目においては男子と女子の2つのカテゴリーに分けられてきた。性別確認検査も、元来、身体的に有利である男子競技者が性別を偽って、身体的に劣るカテゴリーと考えられる女子種目で有利になろうとすることを防ぐための措置であった。

身体的な大きさや筋量が競技パフォーマンスに

大きな影響を及ぼす要素であり、男女混合で競技を行った場合に女性が必然的に劣位に置かれるのであれば、男子と女子に二分することは妥当性を有するであろう。なかでも、身体接触を伴うコンタクトスポーツにおいては、競技の安全にもかかわるだけに、男女二元制が正当化されやすい。特にコンタクトが密なレスリングや総合格闘技においては、身体接触に対する躊躇や嫌悪感を伴うかもしれないが、男女で分けることの正当性がさらに高くなると考えられる。

他方、五輪競技においても、身体の大きさ、筋量の多さの影響が相対的に少ない馬術は、男女に分けられたカテゴリーは存在せず、性別についてはオープン（無差別）である。スポーツにおいては男女に分けることが当然視されているが、馬術のように筋力的な要素が相対的に大きくはない競技（例えば、アーチェリー、カーリング等）については、男女で分けることの妥当性と性別オープン制度の導入について検討する余地がある^(注5)。

そして、もし、身体的要素などを考慮すべきで

あるとして、その方策が男子と女子に二分することが適切であるかどうかも考えられて良いであろう。例えば、現行の男女二元制を含めて、少なくとも、次の4つの競技システムの形態を想起することができる。

- (1) 男女二元制（図1：現行の多くの競技・種目で採用）
- (2) 性別オープン（図2：馬術などで採用）
- (3) 男子の「オープン」化（図3：男性が有利であると考えられるのであれば、従来の男子を「オープン（無差別）」カテゴリーとする。）
- (4) 性別によらないカテゴリー設定（図4：フィギュア・スケートや新体操などの表現系スポーツにおいては、身体の違いによらず、カテゴリーを選択できるようにする。例えば、従来の「男子」を「M部門」、「女子」を「F部門」などとし、身体・心の性別にかかわらず、自分が表現したいカテゴリーを選ぶ。）

なお、これらの形態にはそれぞれメリット、デメリットがあるのは当然であり、それらについて

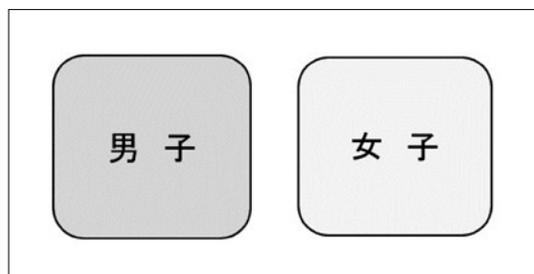


図1 男女二元制

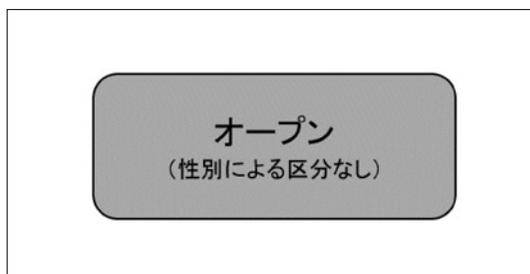


図2 性別オープン

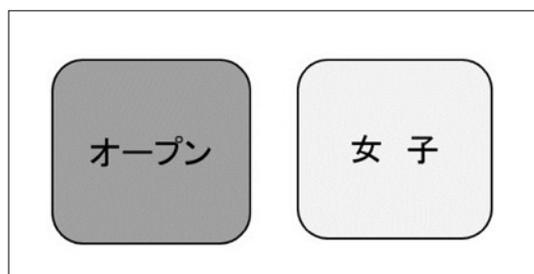


図3 男子のオープン化

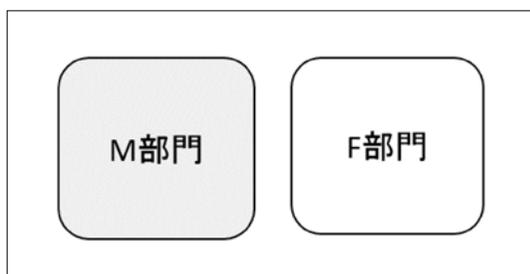


図4 性別ではないカテゴリー設定

は別稿にてあらためて考察する予定である^(注6)。

次に、男女二元制が妥当であると考えられる場合に、性別カテゴリーを分ける基準の適正性が検討されなくてはならない。これまで見てきたとおり、スポーツにおける性別確認検査は、①内外性器、②性染色体、③アンドロゲンの3つの要素によって女子競技者としての適格性基準を設けてきた。①については、女性の内外性器を有すること、②では、XXの染色体であること、③においては、テストステロン値が10nmol/l以下であることである。上の3つの要素のいずれにおいても、基準に当てはまらない身体を有する女性競技者は、競技から排除されてきた。しかし、これらの3つのいずれの基準を用いても、完全な境界を設けることは不可能であることが明らかになっている。

スポーツは身体活動であるがゆえに、身体的要素(性別や体重)でカテゴリーを分けることが求められるが、性的アイデンティティを無視してよいわけではないし、実際、徐々に適切な配慮や制度改正がなされるようになってきている。2016年からは、MtF(男性から女性への性別適合)トランスジェンダーが女子部門で競技をするためには、外性器がどうであれ、「性自認の宣言」と「テストステロン値10nmol/l以下」の2つのみが要件とされるようになった^(注3)。すなわち、外性器が男性のものであっても、自らを女性と自認し、テストステロン値が基準の範囲内であれば、女子として競技できる環境になった。

これまで、上記①から③の基準がそれぞれ単独で用いられてきた。しかし、それらに基準としての絶対性がないことはすでに明らかである。もし、男女二元制を維持するとするならば、本人の性的アイデンティティを優先したうえで、身体的な基準は緩やかにとらえる方向が模索されるべきであろう。

本稿において仮説的に提案するのは、①内外性器、②性染色体、③アンドロゲンの3つの要素のいずれかが基準に適合してれば、他の2つが適合していなくても、女子競技者としての参加を認め

るというものである。この仮説の採用についても、当然メリットとデメリットがある。それらについても、別の機会に改めて考察したい。

いずれにしても、性の多様性にかかる社会の制度を無視してスポーツにおける性別カテゴリーを語ることはできない。法制度においても、男女の境界に揺さぶりをかける性的マイノリティへの配慮が進みつつある状況のなかで、将来、スポーツ競技における男女二元制の根拠を再考せねばならないときがくることが考えられる。

本研究は、学術研究助成基金助成金(基盤研究(C):26350754)の支援を受けて行われた。

注

- (注1) インターセックス(間性)の発生率は、4,500人に1人とも2,000人に1人とも言われており、正確な統計はないが、少なく見積もっても、国内に3~6万人はいると考えられる⁵⁾。性自認と性的指向におけるマイノリティの割合については、2015年に電通ダイバーシティラボが約7万人を対象に行った調査によると、約7.6%と算出された²⁾。また、藤山ら(2014)が全国の体育・スポーツ系の大学に在籍する学生約3,200人を対象とした調査によると、約2%の学生がトランス・ジェンダー(性別違和、いわゆる性同一性障害)であり、約6%が同性愛・両性愛であった³⁾。
- (注2) 染色体検査については、1991年を境にして次の2種類の検査が行われた。1968年から1991年にかけては、口腔細胞を採取し、バー小体(2つのX染色体)の存在を検査する方法が取られた。1991年から2011年にかけては、ポリメラーゼ連鎖反応(PCR法)が採用されていた。この方法は、口腔または毛根から採取した細胞からY染色体につながる物質の有無を検査するものである。
- (注3) MtFトランスジェンダーが女子のカテゴリーで競技をした例としては、1970年代のレニー・リチャーズ(テニス)、1990年代のイアン・バガー(ゴルフ)、ミシェル・ドゥマレイク(マウンテンバイク)、2010年代のファロン・フォックス(総合格闘技)などがよく知られている。IOCは、2003年にトランス・ジェンダーポリシーを定め、MtFアスリートが女子で競技をするための基準を設けた。2015年までは、①性別適合手術を受

けてから2年以上が経過していること、②十分な期間のホルモン療法が検証可能な方法で行われていること、③新しい性が法的に承認されていること、の3条件であったが、2016年以降は、①性自認が女性であることを宣言、②テストステロン・レベルが10nmol/l以下であることの2条件に改正された。

(注4) 逆に、性別変更が「法的に不可能」な国が67か国あり、アフリカ諸国を中心に、情報が入手できない国も数多く存在する。性別変更の法律に関するデータがまだ集まっていない国や、合法化の議論を始めたばかりの国、またあるいは、一部の国では、性別変更の是非を問うことすらタブー視されている国々である(2016年10月現在)⁶⁾。

(注5) 身体・筋肉の要素が大きい競技においても、男女二元制で行うことのメリットは当然考えられる。男女に分けた方が練習メニューを作りやすかったり、チーム内の人間関係をシンプルにできたり、施設を利用しやすかったり、またあるいは、男女に分けることで、女子が競技に参加しやすくなることや、競技の場が増える(男女に分けることで試合数が2倍になる)などが考えられる。男女二元制の課題は、主にジェンダー平等の観点から語られるが、それ以外にも、競技の普及や競技者(特に女子)の心理的負担なども考慮されるべきであろう。

(注6) 「各スポーツにおいてどのような競技システムを考え得るか」という思考実験を複数の大学のスポーツ社会科学系の科目において実施した。受講学生からは、自分が取り組むスポーツにおいてどのような制度が考えられ、各制度にどのようなメリットとデメリットが存在するのかを考えてもらった。この思考実験をもとに考察をまとめる予定である。

引用文献

- 1) Brunet L. and Salle M. : Categorizing and attributing the sex of individuals : history of the science, law and ethics. Montanola S. and Olivesi A. ed. Gender Testing in Sport. Routledge, pp.60-76, 2016.
- 2) 電通ダイバーシティラボ : LGBT 調査 2015. <http://www.dentsu.co.jp/news/release/pdf-cms/2015041-0423.pdf>. (最終閲覧日2017年1月10日) 2015.
- 3) 藤山新, 飯田貴子ほか : 体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果, スポーツとジェンダー研究 12 : 68-79, 2014.
- 4) 井谷聡子 : スポーツとセクシュアリティ. 日本スポーツとジェンダー学会編 : データでみるスポーツとジェンダー, 八千代出版, pp.150-175, 2016.
- 5) 黒岩龍太郎 : インターセックスと呼ばれる人々. セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク : セクシュアルマイノリティ第3版, 明石書店, pp.26-46, 2012.
- 6) ナショナル・ジオグラフィック [日本版] 2017年1月号「ジェンダー革命」71.
- 7) Schneider E. : An insight into respect for the right of trans and intersex children in Europe, Council of Europe : <http://itgl.lu/wp-content/uploads/2015/04/An-insight-into-respect-for-the-rights-of-trans-and-intersex-children-in-Europe.pdf> : 25. (最終閲覧日 : 2017年1月10日) 2015.
- 8) 清水雄大 : インターセクシュアルの戸籍上の性別変更 : IS戸籍続柄訂正事件. 谷口洋幸ほか : 性的マイノリティ判例解説, 信山社, pp.30-34, 2011.
- 9) 来田享子 : スポーツと「性別」の境界 : オリンピックにおける性カテゴリーの扱い, スポーツ社会学研究 18 (2) : 23-38, 2010.
- 10) 来田享子 : 指標あるいは境界としての性別 : なぜスポーツは性を分けて競技するのか. 杉浦ミドリ・建石真公子ほか編 : 身体・性・生 : 個人の尊重とジェンダー, 尚学社, pp.41-71, 2012.